

議案第41号

湯梨浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を
改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一
部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1
項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(湯梨浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 湯梨浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年湯梨浜町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当及び特殊勤務手当</u>をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当<u>及び特殊勤務手当</u>をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬<u>及び期末手当</u>をいう。</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 略</p>

第8条の2 給与条例第24条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第24条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第19条 給与条例第21条から第23条までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として町長が規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）において、報酬を月額で定める会計年度任用職員については、第12条第1項に規定する報酬の額とし、報酬を日額又は時間額で定める会計年度任用職員については、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第12条第2項又は第3項に規定する報酬に限り、フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して町長が定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2及び3 略

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第19条 給与条例第21条から第23条までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として町長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）において、報酬を月額で定める会計年度任用職員については、第12条第1項に規定する報酬の額とし、報酬を日額又は時間額で定める会計年度任用職員については、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第12条第2項又は第3項に規定する報酬に限り、フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して町長が定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2及び3 略

(パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当)

第19条の2 給与条例第24条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第12条第2項又は第3項に規定する報酬に限り、フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して町長が定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第24条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(湯梨浜町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 湯梨浜町職員の育児休業等に関する条例（平成16年湯梨浜町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 略

2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として湯梨浜町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成16年湯梨浜町規則第37号)で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第7条 略

2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として湯梨浜町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成16年湯梨浜町規則第37号)で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。